

## 後援名義使用承認申請について

市は、各種団体が行う事業について、一定の基準を満たすものに後援名義の使用を承認しています。事業の実施にあたり、後援名義使用を希望する場合は、事業の実施日の概ね1ヶ月前までに申請してください。なお、本市は「後援」以外の使用承認を行いません。

### ■事業の承認基準

後援名義使用を承認する事業の基準は、次の全ての事項に該当する場合となります。

- (1) 主催者の所在と責任が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- (2) 公共性を有すると認められること。
- (3) 政治活動、選挙運動、宗教活動、営利又は売名を目的としないものであること。
- (4) 市民が自由に参加又は観覧できるものであること。
- (5) 原則として無料で実施されるものであること。ただし、参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、その目的及び徴収の額が適正且つ明確であること。
- (6) 原則として夕張市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (7) 公衆衛生上及び災害又は事故防止上の必要な措置が講じられていること。
- (8) 公序良俗に反しないもの又はその恐れがないものであること。
- (9) 参加者等に対し、寄附や援助等を強要しないこと。
- (10) 市の行政運営に支障を及ぼさないもの又はその恐れがないものであること。

### ■団体等の承認基準

後援名義使用を承認する団体等の基準は、次の事項に該当する場合となります。

- (1) 官公庁等の公共団体、公益法人又はこれに準ずる団体
- (2) 保健医療団体、福祉団体、民間非営利組織（NPO）又はボランティア団体
- (3) 学校、社会教育関係団体、文化研究団体又はスポーツ団体
- (4) コミュニティ団体、防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体
- (5) その他 市長が特に必要と認めた団体

### ■申請の手続き

後援名義使用開始日の概ね1ヶ月前までに、次の書類を添えて夕張市後援名義使用承認申請書（様式第1号）を市総務課又は各担当課に提出してください。なお、過去に後援名義使用承認の実績がある継続事業は、内容の変更がなければ次の書類の再提出は必要ありません。

- (1) 主催者の活動目的又は活動内容がわかる書類
- (2) 事業の目的又は計画がわかる書類
- (3) 役員その他事業関係者の住所、役職名等がわかる書類
- (4) その他 市長が必要と認めた書類

### ■申請の結果

審査の結果、後援名義使用承認の決定をした場合は、夕張市後援名義使用承認申請書（様式第1号）を受理してから概ね1週間以内に後援名義使用承認通知書（様式第2号）を交付します。なお、原則として後援名義使用承認の期間は、後援名義使用を承認した日から当該事業終了の日までとしますが、長期に渡る事業は3か月を限度とします。ただし、事業の性質上、止むを得ない事業は、この限りではありません。

### ■実績報告書の提出

後援名義使用の承認を受けた事業について、その申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に後援名義使用承認事業終了報告書（様式第3号）を市総務課又は各担当課に提出してください。

### ■問い合わせ先・申請先（郵送可）

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地 夕張市総務課総務係又は各担当課  
電話0123-52-3131 FAX0123-52-1054 Email:ybrsom@city.yubari.lg.jp